

## 商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名	・納税準備預金
販売対象	・個人、法人、法人格のない団体
期 間	・定めはありません。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時預入できます。</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円</li> </ul>
払戻方法	・原則として、租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます。
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利)</li> <li>・年2回(3月・9月)、当組合所定の日に元金に組み入れます。</li> <li>・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、1 年 365 日とする日割計算を行います。</li> </ul>
手 数 料	—
付加できる特約	—
中途解約時の取扱い	—
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税されません。</li> <li>但し、租税納付以外の目的で払出しを行った場合は、利率は普通預金利率が適用され、個人については分離課税 20%、法人及び法人格のない団体については総合課税が適用されます。</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。</li> </ul>
金利情報	・金利は当組合ホームページまたは窓口にてご確認ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払出内容がすべて納税支払(国税・地方税)の場合、利息は非課税となります。 (払出し時に納税告知書等の納税に必要な書類の提出が必要です。)</li> <li>・納税貯蓄組合法に基づき結成された「納税貯蓄組合預金」については、納税貯蓄組合の組合員が租税納付以外で払出しを行った場合、普通預金利率となり、更に同一利息期間中に租税納付以外の支払いが 10 万円超の場合には課税扱いとなる。</li> </ul>

納税準備預金

項 目	内 容
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 苦情処理措置                ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。                〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕                電話番号：0120-725-362                受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)                受付時間：午前9時～午後5時                なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。                ホームページは <a href="https://www.choshi-shoko.co.jp/">https://www.choshi-shoko.co.jp/</a></li> <li>• 紛争解決措置                東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)                第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)                第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)                で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。                ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。                ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。                ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。                〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕                電話番号：03-3567-2456                受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)                受付時間：午前9時～午後5時                住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5</li> </ul>